

安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

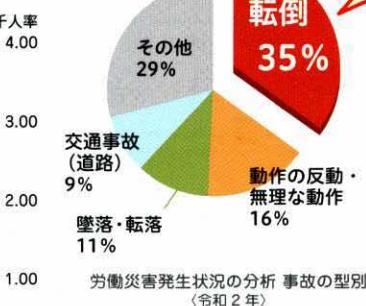
厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、飲食店及び社会福祉施設において増加している労働災害の減少を図るために、「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

小売業、飲食店、社会福祉施設の労働災害発生状況

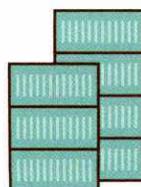
出典 厚生労働省「令和2年労働災害発生状況」より

小売業

4.6%増

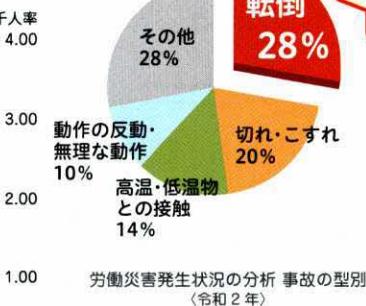


転倒灾害が多い



飲食店

労働災害は
増加傾向
(死傷年千人率)



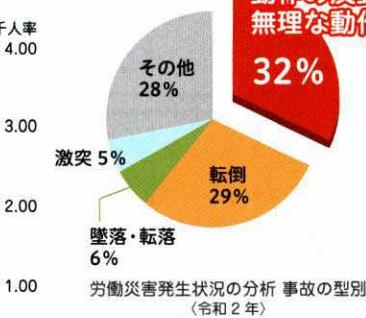
転倒のほか
調理中の切創、火傷が多い



社会福祉施設

32%増

労働災害は
急増中



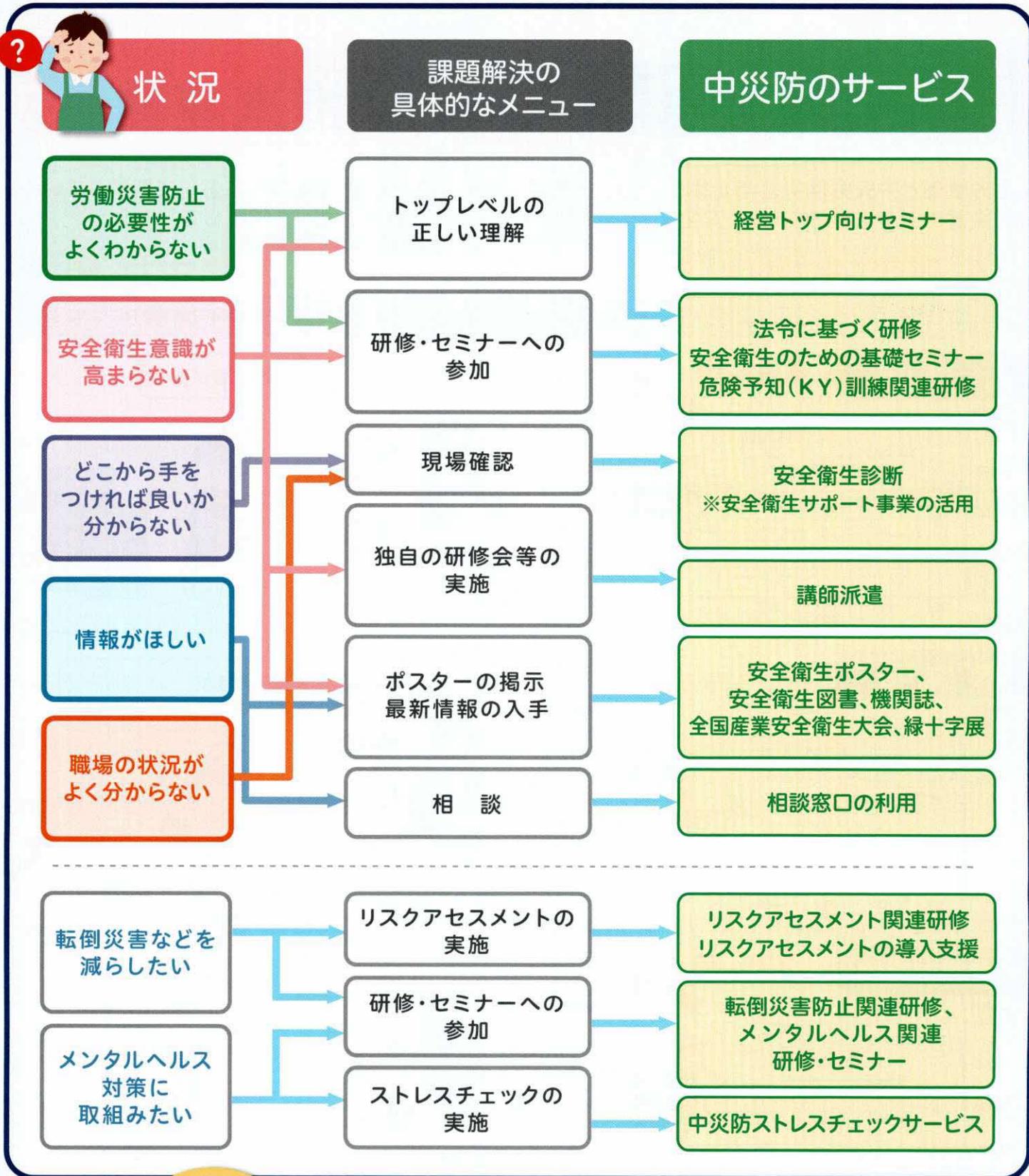
動作の反動・
無理な動作(腰痛)と
転倒が多い



「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト



中災防では、小売業、飲食店及び社会福祉施設の労働災害防止に役立つ様々なサービスを提供しています。職場の安全衛生のお悩み、課題解決のために中災防のサービスをぜひご活用ください。



課題解決のポイント

例えば

不安全な行動などがあった場合、
5W1H を活用する



経営トップ、上級管理者等にお勧めのセミナー

安全衛生トップセミナー

事業場のトップ層を対象に、必要な安全衛生知識のほか経営トップとして変化に対応できる幅広い知識、見識について講演、情報交換(異業種の情報を得ることができます)が好評です)を交えて学びます。(年2回開催)

ゼロ災害全員参加運動トップセミナー

労働災害ゼロを目指すためには、確固たる理念に基づき体制を整え、具体的な手法を用いて職場の小集団活動を活発化する「ゼロ災害全員参加運動」が有効です。セミナーでは、経営トップ層が理解すべき理念、手法、実践方法を講義・実技・討議・事例紹介を通して学びます。

危険予知(KY)訓練関連研修

危険予知(KY)活動研修会 (1日・2日・3日間コース)

個々の危険に対する感受性を高め、職場の仲間と問題解決する各種KY手法を学び、安全・健康・快適な職場風土づくりをめざします。

指差し呼称の定着研修会

危険な箇所などでは「確認」することが災害防止には重要です。研修では、指差し呼称の定着に向けた取組方法を学びます。

※中小規模事業場安全衛生サポート事業

第三次産業の施設・店舗の関係者が集まる機会での教育や講演、個別の施設・店舗への専門家派遣による**安全チェックを無料**で行うことができます。

無料



腰痛予防、転倒灾害防止関連

転倒灾害防止のための体力チェック活用セミナー

転倒リスクに関する意識調査と身体機能測定によって自分自身の現状に気づき、運動能力等身体機能低下を防ぐためのエクササイズが体験できます。

転倒予防・腰痛予防の派遣研修

転倒や腰痛を防止するための設備対策や作業方法改善のノウハウ、転倒しにくい、腰痛になりにくい体づくりのポイントについて学びます。オリジナルの研修(座学・実技)内容について事前にお打合せをし、皆様の事業場にお伺いして実施します。

メンタルヘルス関連研修・セミナー、中災防ストレスチェックサービス

メンタルヘルス対策に活かす職場環境改善のすすめ方セミナー

職場のストレスの評価から職場環境改善(働きやすい職場づくり)の展開方法について、チェックリスト等のツールを使いながら学びます。職場で実行性の高い改善計画を作成する上で有効です。

中災防ストレスチェックサービス (ヘルスアドバイスサービス)

働く人の心とからだのセルフケアに!
職場のメンタルヘルス対策に!
従業員の方が記入した質問形式のチェックシートを送付いただき、個人リポート及びグループごとの集計結果を返却し、セルフケア、ラインケア、職場環境改善に活用できます。

安全衛生の技術専門家の派遣サービス

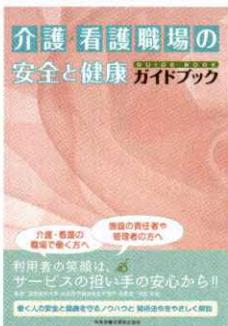
「職場の安全衛生診断と改善指導」

- ・安全衛生の知識・経験が豊富な専門家が施設・店舗を訪問し、確認、アドバイスを行います。
 - ①事業場概要や安全衛生管理状況の確認
 - ②現場確認(機械設備や作業方法などの問題点を明らかにし、改善アドバイスを実施)
 - ③診断結果の講評と、後日に報告書を提出

「企業内安全衛生教育・講演会への講師派遣」

- ・数多くの企業内安全衛生教育で培ったノウハウをもとに、オーダーメイドの研修会を企画・提案します。
- ・各種の教育訓練・講演会への講師派遣も行っています。

中災防の図書・用品のご案内



介護・看護職場の安全と健康ガイドブック

中央労働災害防止協会編 滋賀医科大学 社会医学講座衛生学部門 准教授 埼田和史 監修
B5判/132頁/1色刷/NO.27401
定価1,210円(本体1,100円+税10%)

社会福祉施設などで働く人々自身が、健康で安全に働き続けることができなければ、利用者への安定したサービスを提供することはできない。介護、看護作業により、腰痛になったり、ケガをしたり、病気にならないために、施設の事業者や働く人々がどうすればよいか、その取り組むポイントを紹介。衛生推進者養成研修テキストとしても活用できる。



飲食店のための安全・健康12カ月

中央労働災害防止協会編
B5判/32頁/4色刷/NO.27136
定価770円(本体700円+税10%)

飲食店で安全に働くポイントを、四季にあわせてまとめた月めくり。今月のチェックポイント記入欄や「お客様の安全」についてのコメントも掲載。転倒防止、衛生管理のチェックリスト付。



小売業で働く人の安全・健康心得帳

中央労働災害防止協会編
125mm×85mm/20頁/4色刷/NO.21578
定価220円(本体200円+税10%)

小売業は楽しい! 働きがいがある! 小売業で働く人の基本的な心得から、日々の作業(品出し、レジ打ち、店舗装飾等)を安全に行い、健康に働き続けるためのポイントをまとめた小冊子。



こうしてつくる! 小売業の安全・健康職場

中央労働災害防止協会編
B5判/64頁/2色刷/NO.25258
定価880円(本体800円+税10%)

店舗における労働災害とその対策など、安全、健康に働く店舗づくりのために小売業店舗の店長、管理者、ラインの長などが知っておくべきこと、実施するべきことをイラストを交えわかりやすく解説。「店舗での安全衛生チェックリスト」も収録。



すぐに実践シリーズ こうすれば安全! ロールボックスパレット使用作業

中央労働災害防止協会編
A5判/16頁/4色刷/NO.24098
定価275円(本体250円+税10%)

ロールボックスパレット(かご台車)による災害事例をもとに、どこが危ないのか、どうすれば災害を防ぐことができるかをイラストとともに、作業者向けにわかりやすく解説。



「すべった」「ころんだ」防止の決め手! あなたが減らす転倒リスク

中央労働災害防止協会編
B5判/28頁/4色刷/NO.25267
定価495円(本体450円+税10%)

「転倒」を生活習慣型の災害ととらえ、転倒予防のための、歩き方(フォーム)、靴の選択、転倒要因を予測した歩行、冬季・女性特有の転倒リスクの注意点、足腰の筋力・平衡感覚の維持、体調管理等について、イラスト・写真でわかりやすく解説。



4Sプラス1s ~職場改善・リスク発見力アップの実践書~

中央労働災害防止協会編
B5判/80頁/2色刷/NO.27133
定価682円(本体620円+税10%)

オフィス、店舗(売り場、パックヤード)、倉庫、製造現場ごとに、4Sの実践方法についてイラストを豊富に用いて紹介します。また、4Sの効果をより高めるための、「しつけ」「習慣」「親切」など、5番目のSについてもポイントを紹介。



ポスター 腰痛予防・動作

コート紙/B2判(728mm×515mm)
NO.31824
定価275円(本体250円+税10%)

「安全衛生」の基本をわかりやすく標語にしています。

【標語】プラス1動作で腰痛予防

中災防 安全衛生サービスセンターをご利用ください

北海道安全衛生サービスセンター (TEL 011-512-2031)

東北安全衛生サービスセンター (TEL 022-261-2821)

関東安全衛生サービスセンター (TEL 03-5484-6701)

中部安全衛生サービスセンター (TEL 052-682-1731)

同 北陸支所 (TEL 076-441-6420)

中央労働災害防止協会

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館

近畿安全衛生サービスセンター (TEL 06-6448-3450)

大阪労働衛生総合センター (TEL 06-6448-3464)

中国四国安全衛生サービスセンター (TEL 082-238-4707)

同 四国支所 (TEL 087-861-8999)

九州安全衛生サービスセンター (TEL 092-437-1664)

03-3452-6841 (代表) <https://www.jisha.or.jp/>

I 店舗・施設実施事項

店舗・施設において、各STEPの項目をチェックし、事業場の実情に応じて、必要な取組を実施します。

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
STEP 1		
1	4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による転倒災害等の防止対策を実施していますか。 ※床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、安全に介護等の作業ができる作業スペース、通路の確保等	<input type="checkbox"/>
2	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
3	作業マニュアルへの安全衛生上の留意事項の追記、店舗・施設の従業員への周知・教育、朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
STEP 2		
1	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	KY（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	<input type="checkbox"/>
3	防滑靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	<input type="checkbox"/>
STEP 3		
1	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
2	腰痛健康診断（腰痛予防対策指針に基づくもの）や体力チェックを実施していますか。	<input type="checkbox"/>
3	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	<input type="checkbox"/>

II 本社・本部実施事項

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
3	店舗・施設の作業について、労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
4	店舗・施設実施事項を含め、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	<input type="checkbox"/>

6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
7	本社・本部安全衛生担当者、産業医、エリアマネージャー当から店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導、健康確保措置を実施していますか。(店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります。)	<input type="checkbox"/>
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
9	店舗・施設のリスクアセスメント(職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること)を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	<input type="checkbox"/>
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導及び実施状況の把握を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
11	店舗・施設における健康診断及び事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	<input type="checkbox"/>

「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」実施要綱

1 趣旨

第三次産業における労働災害は増加傾向にあり、特に、社会福祉施設、小売業及び飲食店の発生件数は第三次産業全体の約5割を占めている。

労働災害が増加している要因としては、人手不足や労働者の高齢化などの要因のほか、転倒災害、腰痛災害など行動災害によるものが多い中で事業場の取組が進んでいないことや、店舗・施設に安全衛生担当者がいないなど安全衛生活動が低調である中で、その活動をサポートすべき本社・本部の取組が不十分であることも指摘されている。このため、企業・法人全体での労働災害防止の取組を進めるとともに、店舗・施設における基本的な安全衛生活動にも着眼した取組に配意する必要がある。

また、第三次産業は経営者に労働者の安全衛生に対する関心が必ずしも高くない傾向があるが、災害のない店舗・施設づくりは、施設利用者、消費者の安全にも寄与することであることや人材確保にも資することを踏まえて、経営者の関心を高める必要がある。このことの訴求の明確化のため、昨年度までの本運動の名称を見直した。

本運動は、経営トップの参画の下、本社・本部と店舗・施設における労働災害防止のための取組を促進し、本社・本部と店舗・施設の役割に応じた全社的な安全衛生活動を展開することにより、職場の危険箇所の除去、作業方法等の改善、労働者の危険に対する感受性・注意力の向上等を図ることにより、小売業、社会福祉施設及び飲食店における労働災害を減少させることを目的とするものである。

2 期間

令和3年4月1日から2年間

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 実施者

小売業及び飲食店の多店舗展開企業の本社及び店舗、多くの社会福祉施設を展開する法人の本部及び施設

5 主唱者の実施事項

(1) 厚生労働省の実施事項

ア 小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止に係る周知啓発資料等の作成、配布

イ 小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止対策に活用できるコンテンツを集めた特設サイトの開設

- (ア) 災害事例、効果的な対策、好事例の紹介(チェックリストを含む。)
 - (イ) 小売業、社会福祉施設及び飲食店の労働災害防止対策に資するセミナー等の開催、案内
 - ウ 本運動を効果的に推進するための各種団体等への協力要請
 - エ 都道府県労働局、労働基準監督署による企業・法人、事業場への啓発・指導
- (2) 中央労働災害防止協会の実施事項
- ア 推進運動の周知啓発
 - イ 事業場の安全衛生対策への指導援助
 - ウ KY訓練、転倒災害防止、腰痛予防対策に資する研修等の開催、教育支援
 - エ 教育用テキスト、周知啓発資料等の提供
 - オ 転倒防止のための防滑靴、切創防止手袋、火傷予防手袋等の有効な保護具の普及促進

6 実施者の実施事項

(1) 店舗・施設の実施事項

店舗・施設においては、次に示す各々のSTEPに掲げる事項のうちから、事業場の実情に応じて、必要な取組を実施すること。

STEP 1

- ア 4S(整理、整頓、清掃、清潔)の徹底による転倒災害等の防止
 - ※ 床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、安全に介護等の作業ができる作業スペース、通路等の確保など
- イ 危険箇所の表示による危険の「見える化」
- ウ 作業マニュアルへの安全衛生上の留意事項の追記及び店舗・施設の従業員への周知・教育、朝礼時等での安全意識の啓発

STEP 2

- ア ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去
- イ KY(危険予知)活動による危険予知能力、注意力の向上
- ウ 防滑靴、切創防止手袋等の着用、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用

STEP 3

- ア 店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施
- イ 腰痛健康診断(腰痛予防対策指針に基づくもの)や体力チェックの実施
- ウ 腰痛・転倒予防体操の励行
- その他、リスクアセスメントの実施、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく職場改善、メンタルヘルス対策

(2) 本社・本部の実施事項

小売業及び飲食店の多店舗展開企業の本社並びに多くの社会福祉施設を展開す

る法人の本部は、次の実施事項のうち、企業・法人の労働災害の発生状況、労働者の健康管理の状況等に応じて、(1) の店舗・施設の実施事項が継続的、組織的に行われるよう、安全衛生体制の整備を含めた必要な取組を実施すること。

- ア 企業・法人傘下の店舗・施設全体の労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- ウ 安全に配慮した作業マニュアルの作成と店舗・施設への周知
- エ (1)に示す事項を含め、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を展開するとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行うこと
- オ 店舗・施設における安全衛生担当者(安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、安全推進者)等の配置状況の確認
- カ 店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育の実施
- キ 本社・本部安全衛生担当者、産業医、エリアマネージャー等による店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導及び健康確保措置の実施
- ク 安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布
- ケ 店舗・施設のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく対策の実施
- コ 店舗・施設におけるメンタルヘルス対策に係る指導及び実施状況の把握
- サ 店舗・施設における健康診断、長時間労働者への面接指導及びそれらの事後措置等の労働者の健康確保措置の実施状況の把握

7 留意事項

- (1) 本社・本部と店舗・施設の役割分担を明らかにして、それぞれの取組の実施を図ること。
- (2) 全ての事項の取組を求めるものではなく、店舗・施設の実態等に即して、可能なものから取組の実施を図ること。
- (3) 労働者の災害防止のみならず、店舗・施設における利用者や消費者の事故及びヒヤリハットの把握等の活動と併せて取り組むことで、より効果的な自主的取組が期待できること。
- (4) 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」及び「STOP!転倒災害プロジェクト」に基づく取組を、「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」に基づく取組事項に組み込むことが有効であること。
- (5) 複数の店舗・施設を有する企業にあっては、各店舗・施設が上記 6 (1)に基づいて実施した取組事例や取組に当たって工夫した点などを他の店舗・施設に共有する等により、企業全体の安全衛生水準の向上を図ること。